

鳴門市子育て世帯訪問支援事業事業者募集要領

(目的)

第1条 本要領は、鳴門市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（以下「事業要綱」という。）第2条の規定に基づき、鳴門市子育て世帯訪問支援事業（以下「本事業」という。）の委託に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本要領において使用する用語は、事業要綱において使用する用語の例による。

(委託事業者)

第3条 事業要綱第2条に定める実施体制が確保できると認めた者については、次の各号に定める要件を全て満たしている者とする。

(1) 本市内に設置する事業所で、次のアからウまでのいずれかのサービス等を3年以上提供している実績を有すること。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスとして行う、同法第8条第2項に規定する訪問介護事業者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスとして行う、同法第5条第2項に規定する居宅介護事業者

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に基づく認可外の届出を行っている、同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業者

エ アからウまでの事業所と同等の援助が提供できる事業者

(2) 次条第1号及び第2号に定める要件を満たす者を複数雇用していること。

(訪問支援員)

第4条 事業要綱第5条に定める支援を行う者（以下「訪問支援員」という。）は、次の各号の要件を全て満たし、本事業を適切に実施できる者として市長が適当であると認めたものとする。

(1) 次の表に定める資格のいずれか1つを有する者又は研修のいずれか1つを修了した者であることとする。

資格	・ 保健師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・ 保育士 ・ 介護福祉士
----	---

研修	介護	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士実務者研修 ・介護職員基礎研修 ・介護職員初任者研修 ・訪問介護員養成研修1級 ・訪問介護員養成研修2級
	障害	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者居宅介護従業者初任者研修 ・障害者居宅介護従業者養成研修1級 ・障害者居宅介護従業者養成研修2級
	子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援員研修

(2) 次のアからエまでに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者であること。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

エ その他児童の福祉に関し著しく不適切な行為をした者

(3) 事業の目的、内容、支援の方法、個人情報適切な管理や守秘義務等に関し、市長が適当と認める研修を受講した者であること。

(委託事業者の登録)

第5条 市長は、利用者への支援を迅速に開始するため、委託事業者に適する者を事前に募集し、登録を行い、事業の実施に関する委託契約を締結するものとする。

2 前項の登録を受けようとする者は、鳴門市子育て世帯訪問支援事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業者の概要書（様式第2号）

(2) 事業者が第3条第1号の要件に該当することを証する書類

(3) 訪問支援員予定者名簿（様式第3号）

(4) 訪問支援員予定者が前条第1号の資格又は研修を修了したことを証する書類の写し

(5) 訪問支援員予定者が前条第2号の要件に該当することを申告する書類（様式第4号）

3 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、速やかに登録の可否を決定し、鳴門市子育て世帯訪問支援事業者登録決定・却下通知書（様式第5号）により、申請者に通知しなければならない。

4 市長は、委託事業者が提出した事業者の概要書に記載した内容を市公式ウェブサイトで公開するものとする。

(登録の期間)

第6条 登録の有効期間は、前条の規定による登録の通知のあった日の含まれる年度の翌々年度末までとする。ただし、当該登録の有効期間内であっても事業の実施を保証するものではない。

(登録内容の変更)

第7条 委託事業者は、事業者の概要書の内容に変更があったときは、鳴門市子育て世帯訪問支援事業者登録変更届(様式第6号)に変更後の団体の概要書その他変更後の書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の更新)

第8条 第6条の規定による登録の期間満了後、引き続き登録を受けようとする場合は、鳴門市子育て世帯訪問支援事業者登録更新申請書(様式第7号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、第5条の規定を準用する。

(登録の取消し)

第9条 市長は、委託事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委託契約を解除し、その登録を取り消すことができる。この場合において、登録を取り消したときは、鳴門市子育て世帯訪問支援事業委託事業者取消通知書(様式第8号)により当該団体に通知するものとする。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたと判明したとき
- (3) 前条に定める登録の更新を申請しないとき
- (4) 委託業務の実施に関し、不適切な行為があったとき
- (5) 当該登録団体から登録抹消の申し出があったとき
- (6) その他市長が登録を取り消す必要があると認めたとき

(委託業務)

第10条 委託事業者に委託する業務は、事業要綱第4条の支援の実施及び次の各号に掲げる支援に付随する業務とする。

- (1) 支援の実施に適した訪問支援員の選定・派遣(派遣1回につき1名を原則とする。)
- (2) 利用計画の作成・市長への提出
- (3) 支援に関する本市及び利用者との連絡・調整
- (4) 業務に必要な書類の作成
- (5) 委託料請求事務・利用者負担額の徴収事務
- (6) 利用者からの支援に関する問い合わせへの対応
- (7) 鳴門市要保護児童対策地域協議会からの出席依頼に基づく利用者に関する支援の検討会議(個別ケース検討会議等)への出席

(支援の依頼)

第11条 市長は、事業要綱第8条第2項により利用の決定を行った場合は、第5条第1項

の委託契約を締結した者の中から適切な事業者を選定し、鳴門市子育て世帯訪問支援事業受入依頼書（様式第9号）により利用者及び決定内容について通知し、支援の依頼を行う。

2 前項の依頼があったときは、委託事業者は、当該利用決定に基づく利用計画を策定し、市長に提出し承認を受けなければならない。

（委託料）

第12条 本事業の委託料は、下表の単価に次に定める算定方法により算定した額の合算額とする。

区 分	家事支援、育児・養育支援の提供			キャンセル料	事前訪問費
	派遣料	交通費	事務費		
利用者負担無の世帯	3,000円	1,860円	1,500円	1,860円	3,000円
利用者負担有の世帯	2,500円	1,860円	1,500円	1,360円	3,000円

（1）家事支援、育児・養育支援の提供

ア 派遣料については、家事支援、育児・養育支援を提供した総訪問時間数（以下「総訪問時間数」という。）に本条の表に定める額を乗じて得た額とする。ただし、総訪問時間数に1時間未満の端数があるときは、当該端数に対する委託料として、端数が30分未満の場合は同表に定める費用の2分の1に相当する額を、端数が30分以上の場合は同表に定める額を加算する。なお、1回の訪問につき複数名の訪問支援員を派遣した場合の総訪問時間数は、派遣した訪問支援員それぞれの訪問時間数の合計とする。

イ 交通費については、訪問回数に本条の表に定める額を乗じて得た額とする。

ウ 事務費については、訪問回数に本条の表に定める額を乗じて得た額とする。

（2）キャンセル料については、利用日の2日前までに利用者から利用の中止の申出がなかった場合、又は、利用者の不在等利用者の責による理由により、支援が実施できなかった場合は、当該回数に本条の表に定める額を乗じて得た額とする。

（3）事前訪問費は、事前訪問を行った回数に、本条の表に定める額を乗じて得た額とする。

（報告）

第13条 委託事業者は、支援を行った月ごとに、鳴門市子育て世帯訪問支援事業実施報告書（様式第10号）を作成し、翌月10日までに市長に提出し、履行状況の確認を受けなければならない。

2 前項の報告書等のほか、利用者の状況や委託契約に関する事項を確認するため、市長が必要と認める場合には別途報告を求めることができる。

（請求）

第14条 委託事業者は、前条第1項の履行状況の確認を受けた後、鳴門市子育て世帯訪問支援事業費請求書（様式第11号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による委託料の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に委託事業者に支払うものとする。

（帳票類の整備等）

第15条 委託事業者は、事業の適正な実施を確保するため、支援に関する記録及びその他必要と認める帳票類を整備し、事業終了から5年間保存することとする。

2 委託事業者は、本市からの受託業務についての調査や求められた事項の報告に応じることとする。

(留意事項)

第16条 訪問支援の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意して実施するものとする。

(1) 本事業に関して取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び本市関連規程を遵守すること。

(2) 支援の際には、訪問支援員は委託事業者が発行する身分証明書を携行し、保護者及び児童、保育施設や学校等教育機関から求められた場合は、必ず提示すること。

(3) 委託事業者は、法令を遵守するとともに、訪問支援員が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組むこと。

(4) 委託事業者は、本市が実施する本事業に関する基礎的研修への参加の他、訪問支援員に対して必要な研修を実施又は受講させ、資質の向上に努めること。

(事故及び損害の責任)

第17条 業務により生じた事故及び損害（以下これらを総称して「事故等」という。）については、本市に故意又は重過失のない限り、委託事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。事故等が生じた場合は、委託事業者は速やかに市長へ口頭及び書面で報告することとする。

2 本業務を実施するにあたり、委託事業者は業務により生じた事故等を補償するための傷害保険・賠償責任保険等に参加することとする。

(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか、事業者への委託に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。

鳴門市子育て世帯訪問支援事業者登録申請書

鳴門市長 様

(申請者)

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

FAX 番号

E-mail

(担当者氏名)

鳴門市子育て世帯訪問支援事業の事業者登録について、次のとおり必要書類を添えて申請します。

なお、鳴門市子育て世帯訪問支援事業受託事業者への登録申請にあたり、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、鳴門市子育て世帯訪問支援事業事業者募集要領に定める要件をすべて満たしており、提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- (1) 事業者の概要書（様式第 2 号）
- (2) 事業者が第 3 条第 1 号の要件に該当することを証する書類
- (3) 訪問支援員予定者名簿（様式第 3 号）
- (4) 訪問支援員予定者が第 4 条第 1 号の資格又は研修を修了したことを証する書類の写し
- (5) 訪問支援員予定者の欠格事由に関する申告書（様式第 4 号）

様式第2号（第5条関係）

事業者の概要書

法人の名称			
法人の所在地	〒		
法人の代表者職・氏名			
本事業を行う 事業所の名称（※）		鳴門市での 事業開始	年 月 日
事業所の所在（※）	〒		
事業所の代表者職・氏名		全従業員数	名
連絡先（※）	電話番号	FAX 番号	
メールアドレス			
事業者区分 (本事業を行う事業所につ いて該当箇所に○をつけ てください)（※）	① 介護保険法に基づく訪問介護の指定を受けている事業所		※指定書の写しを提出してください。
	② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護の指定を受けている事業所		
	③ 児童福祉法に基づく認可外の届出を行っている居宅訪問型保育事業者の事業所		
	④ 上記事業者と同等の援助が提供できる者 ※法人の概要等、上記事業者と同等の事業内容がわかる書類を提出してください。 その他、必要に応じて追加で資料提出を求める場合があります。		
提供できる支援 (○をつけてください)	家事支援	ア 食事の準備及び後片付け イ 住居等の清掃及び整理整頓 ウ 衣類等の洗濯及び補修 エ 生活必需品の買物 オ その他、日常的に行う必要がある家事支援	
	育児・ 養育支援	ア 授乳、離乳食の介助 イ おむつ交換、排せつの介助 ウ 衣服の着脱の世話 エ 沐浴の介助 オ 保育所等の送迎支援 カ その他、日常的に行う必要がある育児支援	
派遣可能地域 (該当するものに○をつけてください。)（※）	市内全域		
	一部地域（ 具体的に ）		
派遣可能時間	（ : ）～（ : ）		

上記の事項のうち、（※）を付した事項については、鳴門市の公式ウェブサイト等に掲載します。

様式第3号（第5条関係）

鳴門市子育て世帯訪問支援事業 訪問支援員予定者名簿

事業者名	
------	--

	氏名	生年月日	区分	修了研修
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※「区分」の欄は、・保健師 ・助産師 ・看護師 ・保育士 ・介護福祉士の資格を記入してください。

資格がない場合は、「—」を記入し、「修了研修」の欄は、研修名を記入してください。

※記載された資格・修了研修を証する書面の写しを添付してください。

※上記と同様の内容で既存の資料がある場合は、本様式に代えて提出可能です。

様式第4号（第5条関係）

訪問支援員予定者の欠格事由に関する申告書

鳴門市長様

私は、鳴門市子育て世帯訪問支援事業の訪問支援員として、事業を実施するにあたり、鳴門市子育て世帯訪問支援事業事業者募集要領第4条第2号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないことを申告します。

【欠格事由】

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
2. 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
3. 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第32号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者
4. その他児童の福祉に関し著しく不適切な行為をした者

年 月 日

住所

氏名

第 号
年 月 日

様

鳴門市長

鳴門市子育て世帯訪問支援事業者登録決定・却下通知書

年 月 日付で申請のあった鳴門市子育て世帯訪問支援事業者登録については、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、鳴門市子育て世帯訪問支援事業者募集要領第5条第3項の規定により、通知します。

記

- () 鳴門市子育て世帯訪問支援事業者登録について、次のとおり決定します。
登録事業所の施設の名称及び所在地

登録開始予定日 年 月 日

- () 鳴門市子育て世帯訪問支援事業者登録については、次の理由により却下します。
却下理由

--

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

鳴門市長 様

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

FAX 番号

E-mail

鳴門市子育て世帯訪問支援事業者登録変更届

鳴門市子育て世帯訪問支援事業者募集要領第7条の規定により、登録内容の変更を届け出ます。

(変更内容)

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

鳴門市子育て世帯訪問支援事業者登録更新申請書

鳴門市長 様

(申請者)

所在地

事業者名

代表者の職・氏名

電話番号

FAX 番号

E-mail

(担当者氏名)

鳴門市子育て世帯訪問支援事業受託事業者として登録更新したいので、鳴門市子育て世帯訪問支援事業事業者募集要領第8条の規定により、次のとおり必要書類を添えて申請いたします。

なお、鳴門市子育て世帯訪問支援事業受託事業者への登録更新にあたり、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、鳴門市子育て世帯訪問支援事業事業者募集要領に定める要件をすべて満たしており、提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

第 号
年 月 日

様

鳴門市長

鳴門市子育て世帯訪問支援事業委託事業者取消通知書

鳴門市子育て世帯訪問支援事業事業者募集要領第9条第1項の規定により、下記のとおり鳴門市子育て世帯訪問支援事業委託事業者の登録を取り消すので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

名 称

所在地

2 取消理由

3 登録取消日

年 月 日

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳴門市長に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳴門市（訴訟において鳴門市を代表する者は、鳴門市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号（第11条関係）

事務連絡
年 月 日

（事業者） 様

鳴門市長

鳴門市子育て世帯訪問支援事業受入依頼書

鳴門市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第8条第3項の規定により、次のとおり訪問支援の受入を依頼します。

対象者と支援内容の詳細について協議のうえ、鳴門市子育て世帯訪問支援事業利用計画書を鳴門市に提出してください。

対 象 者	〒 住所 氏名 電話番号	
希 望 期 間	年 月 日 から 年 月 日	
希 望 回 数	1週間に 回、1回当たり 時間 分	
希 望 日 ・ 時 間	曜日 午前 ・ 午後	
希 望 す る 支 援 内 容	家事支援	育児・養育支援
	<input type="checkbox"/> 食事の準備及び後片付け <input type="checkbox"/> 住居等の清掃及び整理整頓 <input type="checkbox"/> 衣類等の洗濯及び補修 <input type="checkbox"/> 生活必需品等の買物 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 授乳、離乳食の介助 <input type="checkbox"/> おむつ交換、排せつの介助 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱の世話 <input type="checkbox"/> 沐浴の介助 <input type="checkbox"/> 保育所等への送迎支援 <input type="checkbox"/> その他()
利 用 者 負 担 額	有 ・ 無	
そ の 他		

様式第10号（第13条関係）

年 月 日

鳴門市子育て世帯訪問支援事業実施報告書（ 年 月分）

事業者名

利用者氏名					利用者負担額 の有無	有・無	
実施日	支援内容	支援提供時間			費用徴収額	訪問支援員氏名	家庭の様子・困り事
		開始時間	終了時間	提供時間			
		:	:				
		:	:				
		:	:				
		:	:				
		:	:				
		:	:				
		:	:				
		:	:				
合 計							

様式第 1 1 号 (第 1 4 条関係)

鳴門市子育て世帯訪問支援事業費請求書

年 月 日

鳴門市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号

令和 年 月分 金 円

請求内訳			金額
派遣料	利用者負担 0円世帯	3,000円× 時間	円
	利用者負担 500円世帯	2,500円× 時間	円
交通費	1,860円× 回		円
事務費	1,500円× 回		円
キャンセル料	利用者負担 0円世帯	1,860円× 回	円
	利用者負担 500円世帯	1,360円× 回	円
事前訪問費	3,000円× 回		円
合計			円

鳴門市承認番号 (右詰記入)

金融機関名	銀行・金庫 農協	金融機関 コード	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
支店名	本店・支店 出張所	店舗コード	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
口座番号	<input type="text"/>	口座種別	普通・当座		
フリガナ	<input type="text"/>				
口座名義	<input type="text"/>				

発行責任者及び担当者 (押印を省略する場合は、役職、氏名、電話番号を記載してください。)

発行責任者 (役職・氏名) (連絡先)
担当者 (役職・氏名) (連絡先)